

(案)

次期岡山市公共施設等総合管理計画策定業務委託 仕様書

1 委託業務名

次期岡山市公共施設等総合管理計画策定業務委託

2 事業の背景と目的

人口減少・少子高齢化が進む中、岡山市（以下「本市」という。）では、保有する公共施設等（庁舎、学校園、図書館などのいわゆるハコモノ及び道路・橋梁・上下水道などのインフラ）が一斉に更新時期を迎えることから、今後はその総量を抑制し、施設機能の最適化を図りながら、将来にわたって市民の理解が得られる、需要と供給のバランスの取れた持続可能なものにしていく必要がある。

このため、本市では平成29年3月に「岡山市公共施設等総合管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定し、個別の施設について計画的な維持管理・更新等を推進するため、各施設所管課において個別施設計画の策定を進めた。また、令和5年3月には、精緻化及び充実を図るため、管理計画の改訂を行った。

本業務は、現管理計画が令和7年度末をもって10年の計画期間を満了することから、引き続き本市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することで、長期的な視点で財政負担の平準化を図り、市民の安全・安心を確保し、必要なサービスを将来にわたって持続的に提供していくことを目的とし、次期管理計画を策定するものである。

3 対象施設

本市が所有する建築物（以下「ハコモノ」という）及びインフラ系施設※を含む全ての公共施設等（以下「対象施設」という。）

【参考】ハコモノ（令和7年2月時点で把握している状況）

- ・施設数：約1,300施設
- ・棟数：約5,700棟
- ・延床面積：約2,000,000㎡

※インフラ系施設 … 道路・橋りょう、公園施設、上・下水道施設、病院、市場など

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務委託内容

(1) 次期岡山市公共施設等総合管理計画の策定

- ① 令和5年3月の管理計画改訂以降に策定された、公共施設等に関する各種計画や方針等を踏まえ、計画の策定等を行い、現管理計画との新旧対照表を作成すること。

策定にあたっては、総務省の要請趣旨、指針及び「公共施設等総合管理計画に係る Q&A」などを踏まえ、対象施設に係る基本情報（施設名称、所在地、規模、築年数等）や既存計画等を十分に把握・分析すること。

総務省が公共施設等総合管理計画に関する指針や通知等において規定する「総合管理計画に記載すべき事項」と管理計画の記載との対応関係がわかる表を作成すること。

また、原則として、対象施設に係る基本情報、現管理計画及びその根拠資料等は、本市より貸与するが、その他に必要となる情報があれば、手法等について本市と協議の上、調査・収集すること（ただし、現地での劣化調査等は含まないものとする）。

なお、掲載するデータやグラフ、表等については、出典を明記すること。

- ② 策定にあたっては、本市の人口推計データ等を活用するとともに、主に国の動向や他の政令指定都市の状況、先進的な取組等を把握・分析した上で、本市の特性を踏まえた検討を行うこと。

- ③ 将来更新費用推計の時点更新（現管理計画 P 9 から P 1 1）

将来更新費用の推計は、令和5年3月の管理計画改訂時に採用した手法を基本とし、対象施設の増減や物価変動等の状況を反映するなどの時点更新を行うこと。

なお、現管理計画に掲載している将来更新費用の推計結果は、本市よりエクセル形式の電子データを貸与するが、時点更新にあたっては、改めて計算式の入力が必要。

- ④ 施設類型ごとの方針の時点更新（現管理計画 P 2 8 から P 3 4）

施設類型の特性及び個別施設計画を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の時点更新を行うこと。なお、検討にあたっては、本市がとりまとめて提供する各施設所管課の意見、及び各施設所管課にて策定した個別施設計画等との整合を図るものとする。

- ⑤ 長寿命化の対策効果額の時点更新

長寿命化の対策効果額（既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の経費見込みと、個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込みとの差分）や充当可能な財源の見込みについて、時点更新を行うこと。

※国が提示する「中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式」（10年間／30年以上の2様式）において、掲載が求められている項目は次のとおり。（平成30年4月25日付け総務省「公共施設等の適正管理の更なる推進について」参照）

【10年間／30年以上の2様式ともに記載が必要】

- ・維持管理・修繕、改修、更新等に係る経費見込み
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）更新費用見込み
- ・現在要している経費
- ・長寿命化対策等の効果額

【10年間の様式のみ記載が必要】

- ・充当可能な財源見込み

⑥ 数値目標の進捗状況の確認（現管理計画 P22からP25）

本市の現状（財政状況等）や上記③で実施する将来更新費用推計の結果、及び令和3年1月26日に総務省から発出された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」等を踏まえ、本市が行う総量適正化の目標値の時点更新、及び進捗状況の確認について、助言等の協力を行うこと。

⑦ 現管理計画の取り組み状況の確認、分析

本市が行う、現管理計画の第3章（公共施設等マネジメントに関する基本的な方針）、及び第4章（施設類型ごとの方針）に基づいた本市の取り組み状況の確認、分析について、庁内とりまとめ用フォーマットや管理計画への反映方法の検討を行うこと。

⑧ 各施設の個別施設計画への反映が可能なデータ作成

策定作業において推計した施設ごとの経費について、個別施設計画へ反映可能なデータを作成すること。

（2）その他

① 庁内打合せや各種会議等支援

次期管理計画の策定を行うにあたり、次に掲げる打合せや庁内会議等への支援を行うこと。

- ア 施設管理に従事する担当で構成される庁内検討会議
- イ 進捗状況確認のための発注者との定例打合せ
- ウ 議会対応等への支援
- エ その他発注者の求めに応じて開催するもの

② 上記以外で本市又は受託者が提案し、本市が必要と認めた事項についても、協議の上、委託業務に含めることができるものとする。

6 プロジェクト管理

受託者は、本市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、本市が見落としがちな要件の指

摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、本市への迅速な状況報告等)を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなどの課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、本市の承認を得た上で、これを実施すること。

7 必要な資料・データ等の取扱い

- (1) 本件業務を行うために必要な本市所有の資料・データ等については、必要に応じて受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、本市が貸与した資料・データ等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製または改変できる。ただし、個人情報を複製・改変する場合は、事前に本市の承諾を得ること。
- (3) 本市が貸与した資料・データ等（複製物及び改変物、及びそこから発生した各種データ（電子計算組織で扱う全ての情報）を含む。以下同じ。）は、受託者の負担と責任において漏洩、改ざん、滅失、毀損、盗難、その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、適切な維持管理を行うこと。
- (4) 受託者は、本市が貸与した資料・データ等を、承諾なしに第三者に提供してはならない。再委託の場合も同様とする。
- (5) 本市が貸与した資料・データ等は、本件業務以外の用途で本市施設外へ持ち出してはならない。
- (6) 本市が貸与した資料・データ等が本件業務遂行上不要となった場合は、受託者は遅滞なくこれらを本市に返還、または判読不能にしたのち破棄する等、本市の指示に従った処置を行うこと。

8 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「岡山市情報セキュリティポリシー」及び「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、委託者と「個人情報の保護に関する法律」に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

9 業務体制

- (1) 受託者は、業務実施体制において、本件業務を円滑に遂行するため、本件業務の業務責任者を選任すること。

- (2) 業務責任者は、委託者からの変更要望または委託者の承認がない限り、変更できないこととする。
- (3) 受託者は、本件業務の業務従事者に、本仕様書で要求している注意事項（守秘義務等）及び本市の施設に立ち入る際の防犯及び秩序維持に関して遵守させること。
- (4) 委託者は、本業務従事者について、業務の履行または管理に関して著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求できるものとする。

1 0 業務進行及び管理

- (1) 受託者は、正確かつ効率的に行うため、業務の着手に先立ち、本市と協議のうえ、次の書類を提出する。
 - ア 委託作業表
 - イ 業務責任者届
 - ウ 着手届
 - エ 実施体制表
 - オ 委託業務一部再委託届出書（該当の場合のみ）
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により、業務を進める。
また、受託者は、本市や関係機関等と協議を行った場合、速やかに協議録を作成し、本市担当職員に提出する。
- (3) 協議資料等、作成した資料は、原則、電子データで提出する。
- (4) 受託者は、本業務に係る調査及び提案等の成果について、本市が別に定める日までに資料を提出する。
- (5) 受託者は、業務の完了時、成果品（紙及び電子データ）とともに、次の書類を提出する。
 - ア 業務完了届
 - イ 成果品納入届
- (6) 成果品に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。
ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

1 1 再委託

本業務について再委託が必要となる場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を本市に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

1 2 著作権

- (1) 第三者ソフト及びフリーソフトの著作権等、納入物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、本市が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき

保護される第三者の権利・利益を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (3) 本事業で作成したすべての作成物の権利は本市に帰属するものとし、本市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (4) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (5) 受託者は、委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本市に損害が生じた場合に本市にその損害を賠償しなければならない。

1.3 成果品

- (1) 受託者は、成果品として、次の紙媒体及び電子データ〔修正が可能なデータ形式（ワード、エクセル等）及びPDFデータ〕を提出する。
 - ア 次期岡山市公共施設等総合管理計画
（紙媒体）1部（カラー印刷すること）
（電子データ）1部
 - イ 業務報告書（現管理計画との新旧対照表、総務省が指針や通知等で示す「総合管理計画に記載すべき事項」と次期計画との対応関係がわかる表を含む） 各1部
 - ウ その他、本業務に付帯するデータ・資料等 各1部
- (2) 留意事項
 - ア 成果品は、紙媒体及び電子データとする。
 - イ 紙媒体については、原則A4版カラー両面複写とすること。
 - ウ 電子データでの作成にあたっては、データの運用管理及び更新が容易であることを考慮し、ワード、エクセル等既存汎用ソフトで取り扱い可能な形式で作成すること。また、PDFデータも併せて作成すること。
 - エ 将来更新経費推計等の電子データ（修正が可能なデータ形式）は、関数を数値化することなく残すなど、計算式や端数調整等の状況が明確で、単価等の変更により再試算可能な状態で提出すること。
 - オ グラフや表等の電子データ（修正が可能なデータ形式）は、元となる数値等のデータを含めて提出し、また、画像化等することなく、数値等の変更により修正可能な状態で提出すること。
 - カ 電子データはCD-R（W）又はDVD-R（W）に納めること。
 - キ 成果品はすべて日本語表記で作成し、その著作権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 成果品の帰属
本業務における成果及び業務作成上の資料は、すべて市に帰属するものとする。したがって、市の承認を受けずに上記資料等を複製、公表及び貸与してはならない。

1 4 契約形態・支払い

本委託の支払いは、業務完了後の検収による一括払いとし、検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

1 5 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品等の費用を負担する。また、本業務に係る一切の費用については、本仕様書に特に記載がない限り本業務の委託料に含む。

1 6 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) その他の関係法令

1 7 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が本市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を書面により報告し、本市の責任に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

1 8 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が調わない場合においては、本市が定めることとする。